

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）</p> <p>第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める基準は、この章の定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下この章において同じ。）の設置については、この限りでない。</p>	<p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）</p> <p>第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める基準は、この章の定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設（同法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。以下この章において同じ。）の設置については、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。